

指針に基づく最適化推進活動スタート

今年4月に施行された新たな農業委員会法では、地域にとって最も望ましい農地利用についての話し合いと、その実現に向けた活動を「農地利用の最適化の推進」と位置づけ、農業委員会の必須の業務となつた。7月、改正法に基づいて改組された京丹後市農業委員会（梅田和男会長）では、この『最適化の推進』に向けた活動が動き出した。



11月の農業委員・最適化推進委員の合同会議。19地区ごとに集積目標などを定めることを確認

市長へ必要な施策の意見書提出

活動を開いていくことを確認した。平たん地から山間地まで立地条件が異なる地域を抱える同市では、最適な農地利用の姿も地域によって大きく異なる。このため、具体的な推進方法については、旧6町（じょう）に農業委員と推進委員で構成する「地域会議」で詰めていくこととしている。

当面は、8月に実施した利用状況調査の結果を踏まえ、担当エリアの推進委員が、戸別訪問による利用意向調査及び農業者などから、地域の担い手の現状や地域農業の将来に関する聞き取り調査を実施することなどを通じ、担当地域の実態を把握し、農業委員と共にすることを課題としている。

「農地利用の最適化は足飛びに実現できるもので

耕作放棄地解消し担い手へ集積 地域ごと目標定め活動

京丹後市農業委員会

京丹後市農業委員会は法律に基づき、10月に、最適化の推進に必要な施策について、市長へ意見書を提出した。そこでは、徹底した野生鳥獣被害への対策や地元産農産物の有利販売に向けた対策について支援を求めた。

引き続き、11月の会議では、活動の拠（よ）りどころとなる「農地等の利用の指針」に基づき、19人の農業委員と36人の推進委員相互で、担当する地域ごとに、担い手への農地集積と耕作放棄地解消の目標を定め、

はないが、誰もが将来、土地をどう守っていくか、不安を抱いているのが実情。農業委員と推進委員が協力して、農業者との関係を深め、地域で将来に向けた話し合いを提起していくたまに」と梅田会長は話し合ひの重要性を強調している。